

CCUS職種コード		0 1「特殊作業員」－0 1 特殊作業員 0 2「普通作業員」－0 1 普通作業員 1 4「運転手（特殊）」－0 1 運転手（特殊）・建設機械運転工、0 6 掘削機械運転工 1 8「さく岩工」－0 1 さく岩工 5 2「その他（施工）」－2 6 解体工、2 7 解体工（コンクリート工作物）
能力評価実施団体		（一社）日本発破・破砕協会
呼 称		発破・破砕技能者
レベル 4	就業日数	2150日（10年）
	保有資格	◇登録発破・破砕基幹技能者〔00037〕 ◇優秀施工者国土交通大臣顕彰（建設マスター）（職種：建設機械運転工）〔91045〕 ◇1 級建設機械施工管理技士〔30009〕 ◇1 級土木施工管理技士〔30005〕 ●レベル 2、レベル 3 の基準の「保有資格」を満たすこと
	職長経験	職長としての就業日数が645日（3年）
レベル 3	就業日数	1505日（7年）
	保有資格	●以下の資格のうち1つ以上 ✓青年優秀施工者不動産・建設経済局長顕彰（建設マスター）（職種：建設機械運転工）〔92045〕 ✓2 級建設機械施工管理技士〔30010〕又は1 級建設機械施工管理技士〔30009〕 ✓2 級土木施工管理技士〔30006〕又は1 級土木施工管理技士〔30005〕 ✓発破技士〔34003〕 ✓甲種火薬類取扱保安責任者〔34001〕 ✓乙種火薬類取扱保安責任者〔34002〕 ✓地山の掘削および土止支保工作業主任者〔40005〕 ✓地山の掘削作業主任者技能講習（旧）〔40006〕および土止め支保工作業主任者技能講習（旧）〔40007〕 ●レベル 2 の基準の「保有資格」を満たすこと ●職長・安全衛生責任者教育（職長教育を含む）〔60011〕
	職長・班長経験	職長または班長としての就業日数が215日（1年）
レベル 2	就業日数	645日（3年）
	保有資格	●以下の資格のうち2つ以上 ✓車両系建設機械（整地・運搬・積込み用および掘削用）運転技能講習〔40035〕 ✓車両系建設機械（解体用）運転技能講習〔40036〕 ✓不整地運搬車運転技能講習〔40038〕 ✓高所作業車運転技能講習〔40039〕 ✓小型移動式クレーン運転技能講習〔40031〕 ✓玉掛け技能講習〔40040〕
レベル 1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル 2 から 4 までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、必須。 ◇印の保有資格は、いずれかの保有で可。〔〕は、ccus資格コードを示している。

※ レベル3の保有資格：2級建設機械施工技士又は2級土木施工管理技士の上位資格である1級建設機械施工技士又は1級土木施工管理技士も可。

※ 就業日数は、215日を1年として換算する。※ 下線の資格については、並記している資格の上位又は同位として位置付け、併記している資格を保有するものと取り扱う。